

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

オ1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

### (名 稱)

オ2条 この組合は、岩手県消費者信用生活協同組合という。

### (事 業)

オ3条 この組合は、オ1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 組合員に対し生活資金を貸付する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

### (区 域)

オ4条 この組合の区域は、岩手県一円の地域とする。

### (事 務 所 の 所 在 地)

オ5条 この組合は、事務所を岩手県盛岡市におく。

## 第 2 章 組 合 員

### (組合員の資格)

オ6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

エ. この組合の区域内に勤務地を有するもので、この組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認をうけてこの組合の組合員となることができる。

### (加入の申込み)

オ7条 前条オ1項に規定するものは、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引受けようとする出資口数に相当する出資金額を派元、これをこの組合に提出しなければならない。

2. この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合はこの限りでない。
3. この組合は、前条オ1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に耐されたよりも困難な条件を耐さないものとする。
4. オ1項の申込みをした者は、オ2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合がオ1項の申込みを受理したときに組合員となる。
5. この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

- オ8条 オ6条オ2項に規定する者は、組合員となるうとするときは、引受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認の申請書をこの組合に提出しなければならない。
2. この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
  3. 前項の通知を受けた者は、すみやかに出資金の払い込みをしなければならない。
  4. オ1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払い込みをしたときに組合員となる。
  5. この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

- オ9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

- オ10条 組合員は事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

- オ11条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死 亡
- (3) 除 名

(除名)

オノス条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によつて、除名することができる。

1. (1) 出資の払込み、貸付金の返済、諸利用の掛金を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき

(2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行爲をしたとき

2. 前項の場合において、この組合は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3. この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払いもどし請求権)

オノス条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払いもどしをこの組合に請求することができる。

(1) オノ条の規定による脱退またはオノ条オノ号若しくはオノ号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) オノ条オノ号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2. この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払いもどしを停止することができる。

(脱退組合員の払込み義務)

オノ条 この組合は、事業年度の終りに当り、この組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、他の組合員に対するのと同様の条件をもつて、その年度内に脱退した組合員にその未払い出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

2. 前項の場合においては、前条オノ項の規定による払いもどしを行なわない。

(出資)

オノ条 組合員は、出資ノ口以上を有しなければならない。

2. ノ組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の四分のノとする。

3. 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもつてこの組合に対抗することができない。

4. 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資ノ口の金額およびその払込み方法)

オ16条 出資ノ口の金額は500円とし、全額ノ時払込みとする。

(出資口数の増加)

オ17条 組合員は、その出資口数を増加することができる。

2. 出資口数を増加しようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

オ18条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終りにおいて出資口数を減少することができる。

2. 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1をこえたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
3. 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に依ずる払込済出資額の払いもどしをこの組合に請求することができる。
4. オ14条の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

### 第3章 剰余金処分及び欠損金処理

(法定準備金)

オ19条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金のあるときは、積立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した額について行なうものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き、取りくずすことができない。

(教育事業繰越金)

オ20条 この組合は毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰越し、オ3条オ4号の事業の費用にあてるために支出するものとする。

2. 前条オ1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割りもどし)

オス1条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、欠損金をてん補し、オ19条オ1項の規定による法定準備金として積立てる金額及び前条オ1項の規定による教育事業繰越金として繰越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割りもどすことができる。

2. この組合は、期日の到来して出資の払込みを終了しない組合員について、その出資の払込みを終るまで、その組合員に割りもどすべき剰余金をその払込みにあてることができる。

(利用分量に応ずる割りもどし)

オス2条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割りもどし(以下「利用分量割りもどし」という。)は、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行なう。

2. この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、利用した組合事業の利用のつど、利用した事業の分量を証する領収書を交付するものとする。

3. この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額が、この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ利用分量割りもどしを行なわない。

4. この組合は、利用分量割りもどしを行なうこと及び利用分量割りもどし金の額について総会の議決があつたときは、すみやかに利用分量割りもどし金の利用分量に対する割合及び利用分量割りもどし金の請求方法を組合員に通知し、かつ公告するものとする。

5. この組合は、利用分量割りもどしを行なうときは、その割りもどすべき金額に相当する額を利用分量割りもどし引当金として積み立てるものとする。

6. 組合員は、オ4項の通知にもとづき利用分量割りもどし金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割りもどしを行なうことについての議決が行なわれた総会の終了の日から6ヶ月を経過する日までに、オ2項の規定により交付をうけて貸付金利息計算書、利用料金領収書等を提出してこれをしなければならない。

7. この組合は、前項の請求があつたときは、オ5項の規定による利用分量割りもどし引当金の積立を行なつた事業年度の翌事業年度の末日までに、その引当金をくずして、組合員ごとに前項の規定により提出された貸付金利息計算書、利息料金領収書等によつて確認した事業の利用分量

応じ利用分量割りもどし金を支払うものとする。

8. この組合は、右事業年度の利用分量割りもどし金のうち、前項に定める期間内に割りもどしを行なうことが出来なかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に依ずる割りもどし)

オ23条 払い込んだ出資額に依ずる剰余金の割りもどし(以下「出資配当」という。)は、各事業年度の終りにおける組合員の払込済出資額に依じて行なう。

2. 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

3. この組合は、出資配当を行なうこと及び出資配当金の額について総会の議決のあつたときは、すみやかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に通知し、かつ、公告するものとする。

4. 組合員は、前項の通知に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行なうことについての議決が行なわれた総会の終了の日から6ヶ月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

5. この組合は、前項の請求があつたときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

(端数処理)

オ24条 前2条の規定による割りもどし金の額を計算する場合において、組合員ごとの割りもどし金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

オ25条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、オ21条の規定により組合員への割りもどしを行なつた後になお残金があるときは、その剰余を任意に積立てまたは翌事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

オ26条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積立てた積立金、法定準備金の順に取りくずしてそのてん補にあてるものとする。

## オ4章 役員

(役員)

オ27条 この組合に次の役員をおく。



(1) 理事 10人以上 15人以下

(2) 監事 2人以上 3人以下

#### (役員の選挙)

オ28条 役員は、役員選挙等に関する規約(以下「選挙規約」という。)の定めるところにより総会において組合員のうちから選挙する。

2. 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内のものを組合員以外のものの中から選挙することができる。

#### (役員の補充)

オ29条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を越えるものが欠けたときは、選挙規約の定めるところにより、1ヶ月以内に補充しなければならない。

#### (役員任期)

オ30条 役員任期は、2年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、再選を妨げない。

2. 補充役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3. 役員任期は、その満了の日がその日の属する事業年度の通常総会の終了の日と異るときは、オ1項の規定にかかわらずその総会の終了の日までとする。

4. 役員が任期の満了または辞任によって退任した場合において役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての取務を行なうものとする。

#### (役員責任)

オ31条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款規約及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその取務を遂行しなければならない。

#### (役員解任)

オ32条 役員は、組合員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会において解任することができる。

2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3. この組合は、前項の規定による書面の提出があつたときは、総会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(理事長及び専務理事)

才33条 理事は、理事長1人専務理事1人を理事会において互選する。

2、理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を処理し、この組合を代表する。

3、専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その取務を代行する。

4、理事は、理事長及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順序に従ってその取務を代行する。

(理事会)

才34条 理事会は理事をもつて組織する。

2、理事会は、理事長が招集する。

3、理事長は、理事が理事の3分の1以上の同意を得て、又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

才35条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に關する重要な事項

(2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について重要な事項を定める規則の議定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の議決方法)

才36条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2、理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3、理事会の議長は、理事会において出席した理事のうちから、そのつど選任する。

4、議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。

5、理事会においてこの組合と理事との關係について議決をする場合は、



その理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。

6. 理事会において議決をする場合は、議長及び前項に規定する理事は、出席した理事の数に算入しない。

7. 議長及び理事会において選任した理事二人は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(書面による理事会への出席)

カ37条 理事は、理事会の議としてあらかじめ通知のあつた事項について書面をもつて議決権及び選挙権を行なうことができる。

2. 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

3. カ1項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあつた事項について、その賛否又は選任しようとする理事長若しくは専務理事の氏名を記載した書面を封入し、その封筒に署名又は記名押印したものを理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(定款等の備えつけ及び書類の提出)

カ38条 理事は、定款、規約、総会の議事録、組合員名簿、その他組合の財産および業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所へ備えておかなければならない。

2. 前項の規定による組合員名簿には、各組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。

3. 理事は、通常総代会の会日の7日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は欠損金処理事案を監事に提出し、かつ、これらを事務所へ備えておかなければならない。

4. 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 組合員の数及び出資口数の異動

(2) 払込んだ出資の総額及び剰余金をもつて出資の払込みにあつたときはその総額

(3) 損益の計算並びに借入又は償還した金額及び借入金の利率

(4) 法定準備金及び各種の積立金

(5) 総会の議決及び役員選挙

(6) 事業の状況

- ア、第3条第1号の事業については、事業の種類並びに貸借件数及び貸付金の総額及び決算
- イ、第3条第2号の事業については、利用施設の種類及びその利用の程度を表示する事項
- ウ、第3条第3号の事業については、その事業の種類及びその利用の程度を表示する事項
- エ、第3条第4号の事業については、その種類及び概況並びにこれに要した費用

(7) その他必要な事項

- 5. 組合員及びこの組合の債権者は、第1項及び第3項の書類の閲覧を求めることができる。
- 6. 理事は、第3項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事による監査)

- 第39条 監事は、毎事業年度2回以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。
- 2. 監事は、前項の監査を行ったときは、その結果を総会に報告し、かつ意見をのべなければならない。
- 3. 監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見をのべるものとする。
- 4. 監査についての規則の設定、変更及び廃止は、監事が行ない総会の承認を受けるものとする。

(顧問)

- 第40条 この組合に、顧問をおくことができる。
- 2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3. 顧問は、この組合の業務の執行に際し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(取員)

- 第41条 この組合の取員は、理事長が任免する。
- 2. 取員の定数、職務、給与その他取員に關し必要な事項は、規則で定める。

## オ 5 章 総 会

### (通常総会の招集)

オ 42 条 理事は、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に通常総会を招集しなければならない。

### (臨時総会の招集)

オ 43 条 理事は、理事会において総会の招集を議決したときは、臨時総会を招集しなければならない。

2. 理事は、組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したとき、並びに組合員がオ 32 条オ 1 項の規定により役員解任を請求したときは、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

### (監事の総会招集)

オ 44 条 理事の取務を行なう者がいないときは、総会の招集は、監事が行なう。

2. 監事は前条オ 2 項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、総会を招集しなければならない。

3. 監事は、この組合の財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要があると認めるときは、総会を招集しなければならない。

### (総会の招集手続)

オ 45 条 総会の招集は、会日のつくとも5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により組合員に通知して行なうものとする。

### (総会の会日の延長)

オ 46 条 総会の会日は、総会の議決により続行し、又は延期することができる。この場合においては、前条の規定は適用しない。

### (総会の議決事項)

オ 47 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設け、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設け及び変更

(5) 出資口の金額の減少

(6) 借入金額の最高限度

(7) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分子案又は欠損金処理案

(8) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2. この組合は、オ3条各号に掲げる事業を行なうため必要と認められる他の団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前条の規定にかかわらず、総会の議決により、その範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3. 総会においては、オ45条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であつて、軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総会の成立要件)

オ48条 総会は、組合員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2. 前項に規定する数の組合員の出席のないときは、理事はその総会の会目から20日以内にさらに総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(議決権及び選挙権)

オ49条 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有しない。

2. 総会において、この組合と組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の議決方法)

オ50条 総会の議事は、出席した組合員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において出席した組合員のうちからそのつど選任する。

3. 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4. 総会において議決をする場合には、議長及び前条オ2項に規定する組合員は、出席した組合員の数に算入しない。

(総会の特別議決方法)

オ51条 次の事項は、組合員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数

で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

オ52条 組合員は、オ45条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行なうことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。

2. 前項の規定により、議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

3. オ1項の規定により書面をもつて議決権又は選挙権を行なう者は、オ45条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面にその賛否または選挙しようとする役員の名を記載してこれを封筒に封入し、その封筒に署名又は記名押印したものを、総会の開会までに、この組合に提出しなければならない。

4. 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

5. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(家族の発言権)

オ53条 組合員と同一の世帯に属する者は、総会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員の代理人として総会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総会の議事録)

オ54条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した組合員2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 組合員の総数及び出席組合員の数
- (3) 議事の経緯の要領
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) 選任された役員の名

(総会運営規約)

オ55条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に關し、必要な事項は、総会運営規約で定める。

## 第 6 章 事業の執行

(事業年度)

才 56 条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業の利用)

才 57 条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については組合員とみなす。ただし、才3条才1号に掲げる事業についてはこの限りでない。

(事業の種類)

才 58 条 才3条才1号に規定する生活資金を貸付する事業（以下「貸付事業」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 無担保信用貸付
- (2) 団体保証貸付
- (3) 有価証券担保貸付
- (4) 不動産担保貸付

2. 才3条才2号に規定する生活に有用な共同施設の種類の種類は、共同宿舎、保養所並びにホームヘルパー派遣看護人、集金代行、社会保険手続き代行等技術提供の事業とする。

## 第 7 章 解 散

(解 散)

才 59 条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合 併
- (3) 破 産
- (4) 行政庁の解散命令

2. この組合は、前項の事由によるほか、組合員（才6条才2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは解散する。

3. 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対しその旨を通知しかつ公告しなければならない。

(残余財産の処分)

才 60 条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済し



た後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

#### (合併)

オ61条 この組合が合併をしようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

2. 理事は、前項の合併契約書の要領をオ45条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3. 合併によって組合を設立する場合には、総会において組合員のうちから合併によって設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4. オ51条の規定は、オ1項の規定による承認および前項の規定による役員を選任について準用する。

### 第8章 雑 則

#### (公告の方法)

オ62条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示して行う。

#### (組合の組合員に対する通知および催告)

オ63条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行なう。

#### (実施規則)

オ64条 この定款および規約に定めるもののほか、この組合の財産および業務の執行のための手続き、その他この組合の財産および業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

( 施行期日 )

1. この定款は、この組合の成立の日から施行する。

( 成立当初の役員任期 )

2. この組合の成立当初における役員任期は、才30条才1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は、1年をこえてはならない。

( 成立当初の事業年度 )

3. この組合の成立の日の属する事業年度は、才56条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年3月31日までとする。